

(別紙)働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給対象となる特別休暇、時間単位の年次有給休暇の規定について

1 交付要綱第3条第3項(3)について

(1) 交付要綱第3条第3項(3)で規定する特別休暇とは、次の①から③のいずれかの内容を満たす規定を就業規則に新たに定めることをいう。

①病気休暇(ガイドライン2(2)イ関係)

長期にわたる治療等が必要な疾病等、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者を支援するために付与される休暇をいう。

(規定例)

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を〇日与える。

②教育訓練休暇(ガイドライン2(2)へ関係)

労働者が自発的な職業能力開発を図るために付与される休暇をいう。

(規定例)

第〇条 労働者が自発的に教育訓練を受講する場合に教育訓練休暇を〇日与える。

③ボランティア休暇(ガイドライン2(2)ト関係)

地域活動、ボランティア活動等へ参加する労働者に対してその参加を可能とするよう付与される休暇をいう。

(規定例)

第〇条 ボランティア休暇の日数は、1年間につき〇日を限度とする。なお、この場合の1年間とは毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(2) 上記1(1)の規定を行う場合は、少なくとも対象となる特別休暇の名称、対象者、休暇日数、休暇取得の際の賃金の取扱い(有給・無給)、休暇申請方法について、就業規則に明文化すること。

(3) 以下の場合は本助成金で定める特別休暇の対象外となること。

① 交付決定日より前の時点で、1つ以上の事業場の就業規則(労働者10人未満で、就業規則を作成していない場合は労働条件通知書。以

下「就業規則等」という。)に上記1(1)に関する休暇制度が全て規定されている場合

- ② 交付決定日より前の時点で、就業規則等に上記1(1)に関する休暇制度が規定されている場合で、当該制度を変更する場合
- ③ 上記1(1)で定める特別休暇以外の休暇のみを就業規則に規定する場合
- ④ 上記1(2)の項目の記載がない場合

2 交付要綱第3条第3項(4)について

(1) 交付要綱第3条第3項(4)で規定する時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という。)は、労働基準法第39条第4項の内容を満たす規定を就業規則及び労使協定に新たに定めることをいう。

(2) 上記2(1)を規定する場合は、少なくとも対象となる労働者の範囲、時間単位年休の日数、時間単位年休を取得した日の1日の所定労働時間数、1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数及び、時間単位年休1時間当たりの賃金額について、就業規則に明文化すること。

(3) 以下の場合、本助成金で定める時間単位年休の対象外とすること。

- ① 交付決定日より前の時点で、時間単位年休が規定されていること。
- ② 交付決定日より前の時点で、就業規則等に上記2(1)に関する休暇制度が規定されている場合で、当該制度を変更する場合
- ③ 上記2(2)の項目の記載がない場合
- ④ 支給申請時点で就業規則及び労使協定に規定していない場合